

5月は「自転車月間」



県内で過去10年に起きた子どもや学生の自転車事故は、高校1年生の事故が最も多くなっています。また入学から1か月が経過し「慣れ」が出始める5月は、1年の中でも自転車事故が多発する傾向にあります。

自転車は、私たちにとって身近な乗り物ですが、交通ルールやマナーを守らないことによる事故が後を絶ちません。交通ルールとマナーを守って、安全運転を心掛けましょう。

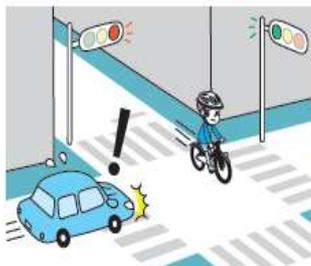
～自転車安全利用五則～

1. 車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 信号遵守
 - 一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用



☀️ 知っていますか？自転車の正しい乗り方

信号は
絶対に守りましょう。



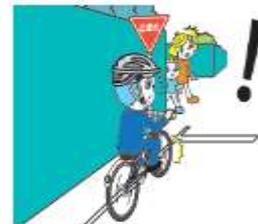
信号無視
道路交通法第7条
罰則3ヶ月以下の懲役
または5万円以下の罰金

反射器材を装着し
早めのライト点灯を心掛けましょう。



無灯火運転
道路交通法第52条第1項
道路交通法第63条の9第2項
静岡県道路交通法施行規則第6条
罰則5万円以下の罰金

一時停止標識のある場所では
必ず止まって
左右の安全確認をしましょう。



一時停止無視
道路交通法第43条
罰則3ヶ月以下の懲役
または5万円以下の罰金

携帯電話で
通話や画面を見て操作するなどの
ながら運転はやめましょう。



携帯電話使用中の運転
道路交通法第71条第6号
静岡県道路交通法施行規則第9条第4号
罰則5万円以下の罰金

自転車2台以上で
並んで運転するのはやめましょう。



並進走行運転
道路交通法第19条
罰則2万円以下の罰金

周囲の音が聞こえない状態で
運転するのはやめましょう。



大音量で音楽等を聴きながらの運転
道路交通法第71条第6号
静岡県道路交通法施行規則第9条第6号
罰則5万円以下の罰金

～あなたの大事な自転車を盗まれないために～

自転車を駐輪する際には、短時間であっても必ず施錠し、ワイヤー錠等を用いたツーロックをしてください。

詐欺電話相次ぐ！キャッシュカード詐欺盗事件多発！！

～あなたのキャッシュカードが狙われています！～

警察官や市役所職員、金融機関職員、百貨店店員等を騙り、キャッシュカードを騙し取る手口に注意！

犯人はあなたを安心させるために、目の前でキャッシュカードを切ったり穴を開けたりしますが、読み取りに必要な部分が無事ならそのカードは使用可能です。

不審な電話がかかってきたら、慌てず、焦らずまずは警察に相談してください。

振り込め詐欺犯人は、今

キャッシュカードを狙っています！！

1

犯人は様々な職業に成りすまし…



✓ **キャッシュカードを新しくする必要がある。**

✓ **変更手続きのために暗証番号を教える。**

と電話をかけます。

犯人は、「あなたのキャッシュカード情報が不正に悪用されている。」「今すぐに手元にあるキャッシュカードも変更しなければならない。」「カード変更手続きには4ケタの暗証番号が必要なので教えて。」などと言って、「キャッシュカードを守るための手続き」を強調します。



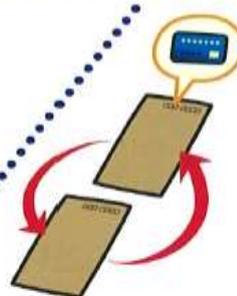
2

さらに「今すぐ職員が手持ちのカードを受け取りに行きます。」と言われ、すぐに「警察官」や「銀行協会の職員」を名乗る**犯人(受け子)**が訪問します。



3

犯人(受け子)は、
直接キャッシュカードを受け取って騙し取る！



または、
封筒にカードを入れさせ、「封印のための印鑑が必要」などと指示し、被害者が印鑑を取りに行ったスキに、別のカードが入った封筒とすり替えて盗む！！

カード変更が必要

暗証番号を教える

は**詐欺！**

▲ **キャッシュカードを渡さない！**

▲ **暗証番号を教えない！**

